

清掃事業の業務継続性の確保について

1 施設・体制・運営の現状

区民の皆様にご協力を賜りながら、1年 365 日のうち、日曜日、年末年始を除く、約 310 日、ごみの収集・資源回収を行っています。

令和 4 年 4 月現在、各施設の作業内容

施設名	所在地	業務内容
清掃事務所	外神田1-1-6	ごみの収集・資源回収
三崎中継所	神田三崎町3-9-3	船舶中継(不燃ごみ)
飯田橋車庫	飯田橋3-13-2、3-9-12	区保有の清掃車両の管理

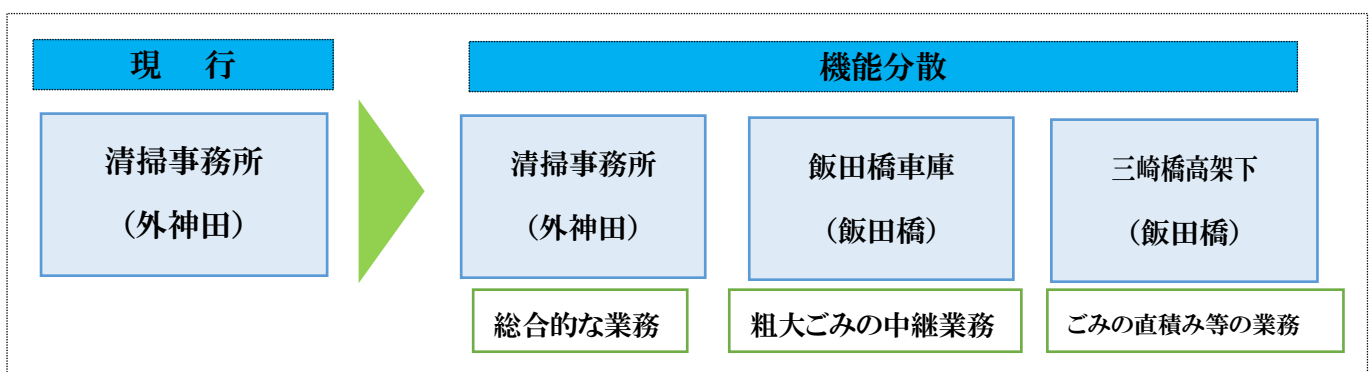
2 業務遂行上の課題

近年、清掃事務所では、きめ細かな回収業務遂行のための軽小型車両の増車、リサイクル率を高めるための資源品目の多分類化等に伴い、清掃事務所地下の階段踊り場を活用するなどして対応している状況であり、職員の業務スペースの不足はもとより業務機能の一極化が進行しています。

また、感染症クラスター等生じた際や、清掃事務所が災害・事故等で物理的に使用できない状況となった際、機能不全に陥ってしまう恐れがあります。

3 業務継続性の確保

新型コロナの経験により、「清掃事業が生活の根幹を支えるものであること」が改めて認識されているところです。区民生活に密着している清掃事業を1日も止めることなく、業務を継続していくために清掃事務所で行っている機能を下記のとおり分散させていただきます。



地域にかかる負荷を最小限に留めるよう、手法等、工夫・改善しながら取り組んでまいります。
ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。